

改正

令和2年6月26日条例第21号

佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

佐倉市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年佐倉市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療に要する費用（以下「重度心身障害者医療費」という。）の全部又は一部を助成し、その負担を軽減することにより、重度心身障害者の健康を保持し、及び生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 重度心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第1項第2号の障害の級別（以下「障害の級別」という。）が1級又は2級である者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条第2項の児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が知能指数35以下と判定した者

ウ ア及びイに定めるもののほか、手帳の交付を受け、障害の級別が3級であり、かつ、児童相談所又は更生相談所が知能指数50以下と判定した者であって、日常生活において常時の介助を必要とするもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者

（2） 保護者 重度心身障害者の配偶者、子、父母その他の者であって現に重度心身障害者を扶養し、かつ、生計を維持しているものをいう。

（3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- (4) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局をいう。
- (5) 医療保険各法一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付の対象となった重度心身障害者医療費のうち重度心身障害者又はその保護者が保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金をいう。
- (6) 公費負担医療制度 重度心身障害者に対し法令（医療保険各法及びこの条例を除く。）の規定により国、県又は市が重度心身障害者医療費の助成を行う制度をいう。

(助成対象者)

第3条 重度心身障害者医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えた重度心身障害者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者
 - イ アに該当しない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の特別支援学校に就学し、又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所しているもののうち、その保護者が本市に居住し、住民基本台帳に記録されているもの
 - ウ 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となっている者
 - エ 身体障害者福祉法第9条第2項の規定により本市が援護を行っている者
 - オ 知的障害者福祉法第9条第2項の規定により本市が更生援護を行っている者
- (2) 医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 医療保険各法一部負担金を負担する者であること（当該重度心身障害者の保護者が負担する場合を含む。）。

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象

者としない。

- (1) 65歳以上の者であること。ただし、65歳に達した日の前日に前項の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。
- (2) 重度心身障害者及びその者と生計を一にする規則で定める者（以下「基準世帯員」という。）についての重度心身障害者が医療を受けた月の属する年度（医療を受けた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度。以下「基準年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円以上の者であること。
- (3) 佐倉市子ども医療費助成事業規則（平成15年佐倉市規則第3号）第8条第2項の規定により子ども医療費の助成の決定を受けている者であること。

（助成対象医療費）

第4条 助成の対象となる医療費は、重度心身障害者医療費のうち医療保険各法の規定により保険給付の対象となる医療費であつて、医療機関への入院若しくは通院に要したものと及び調剤に要したものととする。

（助成額）

第5条 助成する額は、前条の規定により助成の対象となる医療費に係る医療保険各法一部負担金の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 別表に定める負担基準額
- (2) 医療保険各法の規定による食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額がある場合は、当該負担額
- (3) 医療保険各法の規定による高額療養費又は附加給付がある場合は、当該給付の額
- (4) 公費負担医療制度による助成がある場合は、当該助成の額

（受給券の交付の申請）

第6条 重度心身障害者医療費の助成を受けようとする助成対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請して受給券の交付を受けることができる。

（受給券の有効期間等）

第7条 受給券の有効期間は、8月1日（初めて交付される受給券については、前条の規定による申請があつた日の属する月の翌月の初日）から同日以後最初に到来する7月31日までとする。

2 前項に定めるもののほか、第2条第1号エに該当する者（同号アからウまでのいずれかに該当

する者を除く。)の受給券の有効期間に関し必要な事項は、規則で定める。

(届出)

第8条 受給券の交付を受けた者(以下「受給券所持者」という。)は、規則で定めるところにより、助成の可否を確認するために必要な事項を届け出なければならない。

(助成の方法)

第9条 受給券の有効期間内において、市が重度心身障害者医療費の助成の実施を委託した保険医療機関等(以下「委託保険医療機関等」という。)に受給券所持者が受給券を提示した場合の助成は、当該受給券所持者に対し市が助成すべき額を当該受給券所持者に代わって委託保険医療機関等が市長に請求し、市長が当該委託保険医療機関等に対し支払うことにより行う。

2 前項の規定により市長が委託保険医療機関等に対し受給券所持者に助成すべき額を支払ったときは、受給券所持者に助成したものとみなす。

3 第1項に定めるもののほか、助成対象者が重度心身障害者医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、助成対象者が医療を受けた日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成の制限)

第10条 第5条の規定にかかわらず、助成対象者が医療を受けた原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき当該第三者から賠償が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第16条第1項の規定による災害共済給付が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(調査権)

第11条 市長は、第3条に規定する助成の要件を備えていることを確認するため必要があると認めるときは、助成対象者にその確認のために必要な事項に関する書類の提出を求め、又は保護者その他の関係人に質問することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成対象者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前の佐倉市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第3号の規定に該当し、旧条例第4条第2項の資格証明書の交付を受けている者は、改正後の佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号ウに掲げる者とみなす。
- 4 施行日の前日において旧条例第2条第1項の重度心身障害者に該当していた者については、新条例第3条第2項第1号の規定は、適用しない。

(準備行為)

- 5 この条例の公布の日において旧条例第4条第2項の資格証明書の交付を受けている者は、同日に新条例第6条の規定の例により受給券の交付の申請をしたものとみなす。
- 6 新条例第6条の規定による受給券の交付その他新条例の施行のために必要な行為は、新条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年6月26日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1号エに該当する者に係る受給券の交付の申請その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

階層区分	定義	負担基準額（円）	
		入院1日又は通院 1回当たり	保険調剤
A	Bに該当する者以外の者	0	0

B	基準世帯員のいずれかについて、基準年度分の所得割が課税されている者	300	0
---	-----------------------------------	-----	---

備考

- 1 階層区分がBの場合において、医療保険各法一部負担金の額が300円未満のときは、当該医療保険各法一部負担金の額とする。
- 2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として医療保険各法一部負担額を算定する。